



誰
もが、
誰か、
た
か
ら
の
。 もの。

令和6年度「差別をなくす強調月間」事業について

1 趣旨

一人ひとりの人権が尊重される、差別や偏見のない社会の実現のためには、人権問題を自分自身の問題として捉え、私たちが人権が尊重される社会を築き上げる担い手であることを認識し、その実現に主体的に取り組むことが必要です。

このため、県民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、人権問題に対する理解と認識を深めるため、「差別をなくす強調月間」を設定し、集中的な啓発活動を行います。



2 期間

7月12日から8月11日まで

※「同和対策審議会答申」が昭和40年8月11日に出されたことにちなんで設定

3 事業内容

次のとおり、啓発展示を行います。

〔会場・期間〕

- ① 島根県立図書館
7月5日(金)～7月31日(水)
- ② 島根県庁 1階ロビー
7月23日(火)～8月6日(火)
- ③ 浜田合同庁舎 1階ロビー
7月12日(金)～8月12日(月)
- ④ ゆめタウン浜田
8月5日(月)～8月19日(月)
- ⑤ ゆめタウン益田
7月5日(金)～8月13日(火)

〔内容〕

人権啓発ポスターコンクール入賞作品、啓発パネル等の展示など

島根創生計画

VI心豊かな社会をつくる
3 人権の尊重と相互理解の促進
(1)人権施策の推進 (P.75)

【県 HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和 6 年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/jigyo.data/shinkikakujuR6.pdf>



(島根創生計画)

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseikeikaku_illustrated.pdf

